



Title	越後地主と北越殖民社
Author(s)	山本, 敏
Citation	季刊農業経営研究, 1, 65-73
Issue Date	1955-12-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/36229
Type	bulletin (article)
File Information	1_65-73.pdf



[Instructions for use](#)

越後地主と北越殖民社

——「北海道地主」考察の一駒——

山 本 敏

はじめに

わが国における大土地所有の多くは、土地兼併の形をとつて発生したのであるが、北海道において発生した大土地所有は、明治政府の採つた官有未開地処分方式によるものが大部分であつた。その営利主義的な、そして士族授産的な特徴によつて、日本地主制の中に特殊な位置を占めている北海道の大土地所有は、大体において日本資本主義の原蓄過程の中に生成したものである。すなわち、1886年(明治19年)の「北海道土地払下規則」、1897年(明治30年)の「北海道国有未開地処分法」及び1908年(明治41年)の同法改正の3法によつて無償貸付附与された土地は、1886年から1928年(昭和3年)までに135万町歩、無償同様に払下げられた土地は164万町歩、合計299万町歩に上つている。²⁾

これら大地主の所有農地は、空知地方の数字を見ると³⁾、今次の農地改革までにその59%はすでに解放されており、ことに所有面積の多いもの程早くに解放されていた。⁴⁾ この数字の中

から大農場の分(栗山町1,025町歩、幌加内村1,210町歩)を差引くと、67.4%は農地改革までに解放されたのである。すなわち、これらの大地主は、太平洋戦争終結に到るまでの日本資本主義の発展過程のなかで、ついに自ら資本家的経営として立ち得なかつたのである。

これらの大土地所有はそのほとんどが小農経営に任せられ、団地⁵⁾をなしているのをその特徴とする。ここに採上げる北越殖民社もその例外ではない。もつとも北越殖民社(江別市野幌)は、赤心社(日高国萩伏村)とともに、こうして生成した大農場の中で、今次農地改革の時期まで会社としての組織を継続し、「模範的経営」を謳われた数少ない事例である。いまわれわれは、北越殖民社生成60年の跡を検討することによつて、北海道における大農場の生成と消滅とを考察するための一駒にしたいと思う。発生時期も場所も、そしてその素因も異なる数多くの北海道地主の中から、われわれがとくに北越殖民社を採上げた所以は、同社の保存資料(但し小作人側のものはない)がいま求められる限りで最もよく整つていることと、関矢

空知支庁管内大地主の動向⁵⁾

	農場数	耕地面積 町	解 放 面 積		耕地面積を100として	
			農地改革以前 町	農地改革以後 町	農地改革以前 %	農地改革以後 %
1000 町 歩 以 上	5	7,646	4,337	2,084	56.7	27.3
500~1000 町 歩	5	3,911	3,141	296	80.3	7.6
300~500 町 歩	14	5,452	2,726	2,229	50.0	40.9
200~300 町 歩	17	4,017	1,944	1,871	48.4	46.5
100~200 町 歩	39	5,548	2,741	2,583	49.4	46.5
50~100 町 歩	45	3,288	1,501	1,693	46.0	51.5
	125	29,862	16,390	10,757	54.0	36.0

夫妻の筆になる比類なくすぐれた「野幌 部落史」とによつて、また最近の事実についてはわれわれの現地調査によつて、その生成から消滅までの過程を一貫して考察できると考えたからである。開拓使設置以後 太平洋戦争 終結 まで、北海道において生成し、あるいは消滅した大土地所有(または大農場)の一般的な類型を求めようとするならば、北越殖民社を採上げることが最も妥当だとはいふまでもないであろう。しかしながら、現在の段階では、それぞれの大農場にある個々の史実を掘り起すという仕事は、まだ十分にはなしとげられていないと考へる。むしろ、ほとんどその端緒についたばかりだといふべきではなからうか。

- 1) 1,000 坪につき 1 円。
- 2) 所謂「北海道地主」の多くが、東京及び府県在住の華族、富豪による不在地主であつたことの所因もここから引き出される。
- 3) 空知地方は不在地主が 81 % で、最も高率を示しており、所謂「北海道地主」の動向を把らえるにも最も適適である。
- 4) 農地委員会空知連合会「空知農地改革史」1950 年、90 頁以下。
- 5) 同上及び北海道庁産業部「農場調査」1930 年 6 月により作成。
- 6) 1 戸分の団地は普通 5 町歩で、農業経営 1 戸当りの経営面積としては必ずしも大きなものではなかつた。土地の処分は、団地を区分することによつてある程度の村落計画を遂行しつつ行われたのである。
- 7) 北海道「北海道農地改革史」上巻、1953 年、5 頁。

1 窮乏化する越後の農民たち

1873 年(明治 6 年)の地租改正を基調とする資本の原蓄過程と、さらに、松方財政によつて進められた産業資本確立過程とを通じて、自作小農民は土地から離脱して失業者若くは半失業者へと転落し、歴史的な日本の停滞的、潜在的過剰人口を形成した。北越殖民社創立期の越後農民の状態もその例外をなすものではない。

新潟県戸数 30 万戸、人口 170 万人(1889 年—明治 22 年現在)の内訳は次の如くなつてい

る。1)

職業別	戸数	百分比	人口	百分比
農	207,258	69.4%	1,116,372	66.8%
工	21,246	7.1	71,061	4.3
商	48,268	16.1	236,379	14.3
その他	22,233	7.4	246,926	14.6
計	299,005	100.0	1,670,738	100.0

農業人口は全人口の 70 % (戸口においては全戸数の 69 %) を占め、その内訳は次のごとくなつてゐる。2)

農業戸数	207,258 戸	100.0 %
専業	167,581 戸	80.8 %
兼業	39,677 戸	19.2 %
農業人口	1,116,372 人	100.0 %
専業	951,619 人	85.2 %
兼業	164,753 人	14.8 %
15 年以下	320,864 人	28.7 %
15 年以上	623,778 人	55.8 %
50 年以上	171,730 人	15.5 %

ここに専業農家といへども、「或ハ車ヲ挽キ或ハ馬ヲ駆リ、星ヲ戴テ出テ自ラ踏テ帰リ、孜々トシテ労働ヲ尽シテ尚余裕無之、僅カニ一日ノ糊口ヲ支ヘ兼テ候者到处皆是ナリ」3) という状態であつた。とくに、兼業農家の労働市場はますます狭められてゆく傾向にあつた。次表に見る通りである。4)

新潟県管内出稼人出入増減

他管出稼人	1887 年(明治 20 年)	28,656 人
	1888 年	32,234 人
管内入稼人	1887 年	3,057 人
	1888 年	2,947 人

さらに次の表によつて、新潟県一般の農業経営収支をみると 5) 平均 1 戸当り農家負債が 9 円 72 銭 5 厘となつてゐる。当時、米 1 石 3 円 78 銭 8 厘、6) 農耕作業人夫賃 1 日男 13 銭、女 7 銭で

広狭別田畑所有者数

10 町歩以上	2,984 戸
10 ~ 2 町歩	33,247
2 町歩以下	138,805

農家戸数の自小作別

	戸	%
自作	44,590	21.9
自作兼小作	91,736	45.04
小作	67,328	33.06

新潟県農業経営収支表

	1人当	1戸当
耕地反別	246,011.8	2.2
内田	167,139.7	(3,914,702筆)
畑	78,872.1	(2,158,953筆)
作付反別	248,820.7	2.2
農産収入	13,845,215,000	12.402
農業負担総額	2,222,024,289	1.990
耕地々租	1,531,409,000	—
耕地にかかる地方税	434,691,014	—
耕地にかかる町村費	218,772,714	—
公債	37,151,560	—
収入負担差引額	11,624,190,711	10.412
農家負債総額	2,015,514,224	1.805
農家貯蓄総額	45,219,274	0.0041

あつたから、その負債が平均額をはるかに上廻っているはずの中小農以下の階層にとつて、これは容易に拭い去り難きものであつた。

一方、耕地の大地主への集中はどのように行われたか。その趨勢を次表によつて見ることにする。すなわち、土地の大地主へ集中化の傾向は、この頃から一貫して続けられてきたのである。こうした土地の大地主への集中化は、自作小農民の就業率をますます不安定なものとしていつた。

35町歩以上の地主数。(新潟県)

	1885年 (明18)	1924年 (大13)
35～50町	251	—
50～100	62	170
100～200	43	54
200～300	8	13
300～500	9	11
500～1000	4	11
1000以上	3	5
計	129	264

「郷里では1反歩田畑を旦那様から借りるのに年貢の外に米搗、田打、田植、肥配り等に出ねばならん。朝飯は自分の家で済まし、2食はその家で食べさせてもらうが少なくとも年に3日は出た。つまり、1反歩借りるのに、5斗入3俵の外に3日の手間で、年貢は高いものだつた。だから、いくら稼いでも土地をかうことなんか及びもつかなかつた。借りる時には、水田1反歩に25～26円から35～36円の敷金を出さねばならなかつた。こういう風で、土地がほしくて北海道へ来た……」⁷⁾ 土地獲得に向けられた斯る己み難き越後農民のエネルギーこそ、大橋、関矢等⁸⁾による北越殖民の企劃に乗じて、野幌原野の開拓を遂行した基本的要素であると言わねばならない。

- 1) 河野常吉「新潟県産業調査書」(稿本) 1889年より算出。
- 2) 同上
- 3) 大橋一蔵外「移民ノ義ニ付願」, 1886年4月北海道長官岩村通俊宛のもの。
- 4) 1)に同じ。
- 5) 新潟県「農事調査書」, 1888年(推定)を河野、前掲書より孫引して作成。
- 6) 新潟県全平均, 1888年(明21)度。河野、前掲書。
- 7) 北越殖民社小作人T氏(三島村出身)談。野幌部落会「野幌部落史」1943年より集録。筆者もまた、1952年6月の現地調査において、植民社小作人たりし古老から同様の談話を得た。添点筆者。
- 8) 北越植民社の指導者たち、後出。

2 北越殖民社の創業に結集したものの

越後農民の土地に対する欲望にマッチしたのが、大橋一蔵等北越殖民社指導層の北海道開拓に対する志向であつた。

ここで、創立期の北越殖民社の積極的な指導者であつた大橋一蔵について簡単に述べる。彼は、南蒲原郡下鳥村小浜家沢海領の代官大橋彦蔵の長子として生まれ、17歳の時上京して剣書を学び、帰郷後、同郷の「志士」片桐省介の影響を受けた。25歳で再び上京し、駒籠塾に入つ

た。

「同窓の友人、慷慨の士多く、就中、九州の人益田静方と刎頸の交を結ぶ。当時、維新の業纒に緒に就きたるも、内政は当路者の専横に悩み、所在不平の声に充ち、外交は機宜を失し、国樞萎縮、外人の抜扨甚しく、征韓論の弾圧以来国論沸騰、朝野騒然たり。この時に当り、先生憂国の至情禁じ難く、書を相国並びに島津左府に上りしも顧られず、茲において四方に奔走し、同憂の志士各藩の先輩を歴訪し、肺肝を披握して討論至らざるなく、偶々前原前参議の意見頗る聴くべきものあり」¹⁾

かくて彼は、前原一誠事件に連座、終身懲役の判決を受けて、1876年(明9)市ヶ谷に下獄した。1881年特赦を受けて帰郷するや、当時北魚沼郡役所(在小千谷)を中心として起つていた「時流民権論矯激恠佻の風を憂い、国体を宣明し、忠孝を鼓吹せんとする運動」が、永山県知事、松方伯等の助力を得て明訓校の設立となるに及び、彼はその初代校長に推された。しかし、1885年(明18)同校が県立となつたので、学校を後輩に托し、自らは北海の開拓に乗出した。²⁾ 彼が北海道開拓に着手せんとした動機として、北海道の軍事的性格についての彼の認識を挙げなければならない。³⁾ このことは、獄中における建言書「守備と開拓」の中に一貫して見られる。

1884年(明17)8月、最初の現地予備調査を遂行するに当つて、彼は次の人々と提携した。

関矢孫左衛門(北魚沼郡並河村の郷士。大橋と政治的見解を均しくしていた)

三嶋億次郎(長岡藩の「知囊人」として有名だつた)

岸 宇吉(唐物商で、越後の銀行、石油、鉄道、製糸、養蚕等を支配する)

笠原格一(後に文平と改む。代々の呉服商)

ここで注目し値するのは、岸との提携であるそれについて関矢は次のように述べている。

「北越殖民社の北海道開墾に従事するや、大橋一蔵氏表面其局に当れりと雖も、金穀を供給し、社員を選ぶに当りては、皆老兄(岸宇吉)の方寸に出でたり……」⁴⁾

この事実からわれわれは、ひとり越後人士の志士の気概によつてのみ北越殖民社の事業が遂行されたのでなく、越後地主を背景とした資本の力がこの事業の後に絶えず運動していたことを理解するのである。⁵⁾

北越殖民社の事業開始に当つて、集つた資金は次のごとくである。

氏名	出資金	所 在	所有地 地 価
笠原格一	14,800	南蒲原郡三条町	4,738
岸 宇吉	5,500		—
小林伝作	4,500	古志郡長岡町	24,418
大橋一蔵	4,100		—
関矢孫左衛門	4,200	北魚沼郡下条町	22,308
山口万吉	4,200	古志郡長岡町	8,968
三島億次郎	2,800	古志郡長岡町	5,583
遠藤亀太郎	2,800	三島郡才津村	65,438
早川和中二	1,000	南蒲原郡四ツ沢村	7,065 (?)
五井伊次郎	1,000	古志郡十日町	4,978
渡辺清松	4,100	古志郡長岡町	9,635
小川精松	2,800	古志郡長岡町	10,965
高野徳平	200		不詳

13名

はじめ、大橋等の企図したのは、県下の大地主、大資産家を広汎に糾合することであつた。しかし、北海道の開拓はまだ、それほど資本を招くに足るだけのものにはなつていなかつたので、前記13名の出資を得るに止まつた。集まつた13名の出資者は、前表に見る通り、そのほとんどが地主であり、長岡銀行の役員若くは客員であつた。このことは、北越殖民社資本を性格づける上で最も大きなメルクマルとなるであろう。すなわち、長岡銀行をとりまく越後地主を基盤とした商工業資本(岸、笠原)が、志士の気概(大橋、関矢)と結びついて北海道の開拓に流出したのである。そして、その背景ともなり、前景ともなつていたのは、越後地主の土地兼併過程の進行とともに、いよいよ窮乏化して行つた農民の姿である。

1) 晏如「大橋一蔵遺稿集」略伝。

2) 野幌部落会「野幌部落史」1947年、290、291頁。

- 3) ロシアの使節ラックスマンが根室に来航したのは1792年(寛政4年)である。その後、とくにクリミア戦争に敗れて後のツェリズム・ロシアが、西欧列強との勢力均衡(Balance of power)を基調とする外交政策—帝政ロシアの東漸政策を以て、ニコライエフスクの鎮台をボシュエットに移すなど、わが国の北辺に圧力をかけてきた。幕末の民族的危機のなかで、まだ全く原始的な産業構成のままであつた北海道に、移民開拓政策が大きく採り上げられたのは、主として北辺防備の軍事的必要からであつた。
- 4) 追弔記「岸宇吉翁」長岡、六十九銀行篇中、関矢孫左衛門「思い出」。
- 5) 本表の中、出資金については、「第一北越殖民社記録」により、その所有地価については、藤井慎吾編「新潟県地価持姓名録」1892年2月桜井書店(新潟)発行によつた。但し後者は、1892年(明25)1月現在の調査であるから、出資当時と約5年の開きがある。なお、岸宇吉、大橋一蔵の両名がこの姓名録に載るほどの地価を所有しなかつたことについては、前述のことから容易に類推される。

3 土地拂下の請願

愈々業を興すに当り、大橋等は次の如き請願書¹⁾を北海道長官に提出した。

移民之儀ニ付願

私共県同志ノ者申合せ、当道中適当ノ地ヲ相撰開墾ニ従事仕年々2百戸以上ノ農民ヲ移住為致、一ハ以当道ノ隆盛ヲ企図シ一ハ以テ県地ノ窮民ヲ救助仕度計画罷在候処、元來我新潟県ノ情况ハ人口170万余、此内農業ニ従事仕居候者男女83万余人、田畑反別22万9千町歩平均1人ニ付2反7畝歩余ニ相当仕、之ヲ耕ス者多クハ小作人ニシテ収穫ハ其過半ヲ地主ニ収メ余ス所ハ僅々ノ所得ナレハ到底農業ノミヲ以テ一家ノ生計ヲ立ルニ足ラス、於是乎或ハ車ヲ挽キ或ハ馬ヲ駆リ星ヲ戴キテ出テ月ヲ踏テ歸リ、孜々汲々労働ヲ尽シテ尚且

余処無之、僅カニ1日ノ糊口ヲ支ヘ兼ネ候者致処皆是ナリ。現今猶如此、況ンヤ漸次舟車鉄道等相開候テハ、右等ノ余業ハ随テ減シ窮迫ハ日ニ益甚敷、今日之カ計ヲ為ササレハ終ニ救フヘカラサルノ窮阨ニ陥ルモ難図ト奉存候ニ付テハ、此窮民ヲ沃野千里人烟稀少ノ当道ニ移シ候ハハ、最モ兩全ノ策ト奉存候。而其墾成地ハ1町歩ヲ得レハ其5反歩ハ地主、5反歩ハ小作人ノ所有トナスノ約束ヲ結ビ、此ノ細民モ遂ニハ地主トナルノ幸福ヲ得ルヲ業シミ、辛苦労働モ旧ニ倍シ、多年ノ年ニ至リ候テハ十分ノ結果ヲ得可申ト確信罷在候テモ、尚郷里ニ恋タシ之ヲ去ル能ハサルノ情有之、有力者ニ於テハ別ニ御保助ヲ不仰シテ之ニ資力ヲ貸与スルノ計画モ仕候ヘ共、又計算上酷ク困難ノ事情有之、頗ル苦慮罷在候事ニ御座候。

就テハ兼テ移民ニハ渡航費並ニ小屋掛料等御給与可被下御成規モ被存在候得共、一々官ノ御手数ヲ蒙リ候テハ深く恐入候儀ニ付、船賃、小屋掛料其他ノ雜費ハ總テ私共ニ於テ相介置可申ニ付、移民着籍ノ日1戸ニ付金50円ノ割ヲ以テ右船賃及小屋掛料トシテ被仰付度、且戸数4百ニ相満チ、平均1戸3町歩ノ地ヲ墾成仕候上ハ更ニ1戸ニ付50円ノ割ヲ以テ10ケ年間無利子御貸下仰付候ハハ、斯々当道ノ隆盛モ期シ得ヘク、又窮民救助ノ素志モ達シ得ヘク、旁々以難有仕合セニ奉存候。尤モ右御貸下金ニ對シ候テハ、確實ナル抵当品上納可仕ハ勿論、畑路排水渠一切御庁ノ御手数ヲ煩ハシ奉ラス、誓ツテ成功可仕候間、何卒右願意御聞届被成下度此段奉懇願候也

明治19年(1886年)4月

新潟県南蒲原郡指出村第44番地

平民 大橋 順一郎 ㊦

同県同郡3条壹之町第50番地

平民 笠原文平 ㊦

同県同郡下島村第11番地

平民 大橋 一蔵 ㊦

北海道庁長官岩村通俊殿

官による移住の保護奨励は、それまでにも多くの例があつた。「開拓使移住農民給与規則」が

それであり、三県一局時代の「北海道転籍移住者手続」²⁾、「北海道三県移住士族取扱規則」³⁾がそれである。大橋等の「移住民ノ義ニ付願」も、これらの前例に模したものであつた。

開拓使時代の北海道移民—拓殖において、屯田兵とともに重要な位置を占めたのは、主として敗戦諸藩の下級武士団を以て構成する士族集団の移住である。早くに入植した奥羽連合諸藩の士族開拓が比較的好首尾に進行したのに続いて、名古屋藩、山口藩等の藩主直営農場をはじめ、開進会社（石狩、渡島）、赤心社（日高）等の設立を見た。士族の移住には、政府の士族授産対策の一環として多くの保護が与えられた。これらの下級士族は、この時期の北海道移住民の約5割を占めていた。他の大きな移出供給源は、1873年（明6）の地租改正以後原蓄過程に急行した日本資本主義によつて土地を追われた窮乏農民である。

「土地から遊離せしめられ、驅逐されてゆく窮乏農民層は、非農業的失業人口たる下級士族とともに、恰好の移民送出源たり得たとしても、この時期はまだ分解の端緒の時期であつたし、また農耕の伝統を欠き、自然条件の酷烈な北海道農業の先駆者たらしむるには、彼らは余りにも劣弱な経営者であつた。他方において彼らを労働者乃至小作人として充用するだけの民間資本の形成はまづたく不十分で」⁴⁾あつた。それにもかかわらず、国防を基調とする北海道移民政策を採る明治政府は、自らの財政的基礎の脆弱きもかえりみず、これらの下級士族及び窮乏農民たちの移民定着のために力を注がざるを得なかつたのである。当時の北海道が、「自由な辺境」であつたかどうか⁵⁾は、それだけで一つの大きな論題であるし、ここでは論じることができない。ただ、ここで言つておかなければならないことは、当時の日本はそれを「自由な辺境」として利用するだけにブルジョア的な発展を遂げてはいなかつたということである。

その後1886年（明19）、北海道庁の設置とともに、従来の直接保護政策は「有實力の自由移民の移住を待つ」という間接保護政策に一大転換を行つた。⁶⁾時の長官岩村通俊の言葉⁷⁾に次のような一節がある。

「移住民を奨励保護するの道多しと雖も、渡航費を給与して内地無頼の徒を多く招募し、北海道を以て貧民の淵藪となすが如きは策の宜しき者に非ず。……自今以往は貧民を植えずして富民を植えん。これを極言すれば、人民の移住を求めずして資本の移住を是求めんと欲す。」

拓殖政策転換の意味するものは、1880年（明13）以来のデフレ政策を通じて原蓄過程を経た資本が漸く産業資本としての体をなしはじめ、「本道の開墾事業に対してもまた企業の意志の漸次的勃興を見るに到つた⁸⁾」ということである。

さて、北越殖民社の請願は、かかる政策転換の年に遭遇したので、「特別の詮議」を経て異例の許可を受ける迄には尚幾多の曲折があつた。この異例は、岩村長官の東京からの電報指令という形で行われた。それは、岩村長官が大橋等の志士の意図を知つていたからでもあるが、また同時に、道庁の資本家招致策のあらわれでもあつた。

この請願のなり行きを関矢の日記から拾つてみよう。⁹⁾

明治19年7月31日

本庁へ出頭ス、勸業課志賀氏ニ面接ス、曾テ出願ノ書面ニ付長官ヨリ下命ノ次第モ有之、修正増加ノ件即別紙ニ掲クル要項ヲ挿入シ、所轄庁ヲ経テ差シ出スヘシ。依テ本紙1通一先ツ下附ト其要項下ノ如シ

1、地所ハ成功ノ上無代償ニテ地券被下其坪数1戸1万5千坪以内ノ目的ヲ以テ先ツ貸下相成度旨ノ事

1、前項ノ土地ハ願人ニ於テ撰定シ其割渡ヲ願出指揮ヲ可請旨事

1、以上ノ要素ヲ願書中ニ修正増補シ、更ニ管轄庁ヲ経テ願出スヘシ。且願人ト移住者トノ間ニ約束スヘキ申合規約ハ此際調査シ本願ニ添テ認可ヲ可請旨ノ事

其意ヲ願シ直チニ本国有志者へ照会シ、追テ出願可任旨ヲ述へ退リ……

野幌農場は、北越殖民社事業の拠点であつ

た。¹⁰⁾ それ故に、開拓は慎重な考慮と綿密な計画の下に進められた。1886年(明19)、北越殖民社創立、越後村開村の直後、附近の踏査が行われた。¹¹⁾ さらに試墾係大橋順一郎、大河原文蔵は、トマンベツ口に到る踏査を行つた。¹²⁾ この踏査の後、惣代大橋一蔵は、笠原文平、岸宇吉、平田類右衛門、三嶋億次郎と連名で次の如き願書を北海道庁長官岩村通俊宛に提出した。

地所御貸下願

石狩国札幌郡江別村ヨリ字十万別山迄

山林並原野 但別紙見取図添

右地所本年閣令第16号¹³⁾及本庁御達遊奉シ、明治20年5月ヲ期シ移住応募者2百戸ヲ転置シ専ラ開墾仕度候間即図面地所ノ内御測量ノ上御貸下ケ被成下度奉願上候。御許可ノ上ハ直ニ本年ヨリ着手家屋建築シ夫々準備仕度候ニ付何卒速ニ村落宅地ノ布置等御檢定被成下度此段併セテ奉願願候也。

この願書は、北海道土地私下規則中の例外規定¹⁴⁾「盛大ノ事業ニシテ此制限外ノ土地ヲ要シ其目的確實ナリト認ムルモノアルトキハ特ニ其私下ヲ為スコトアルヘシ」の適用を受けて貸下許可となつた。

- 1) 「野幌部落史」45頁所引。添点並びに句読点筆者。
- 2) 1883年(明16)4月24日、太政官布達第4号
- 3) 1883年3月発布、同年8月施行。
- 4) 西川秋雄、「北海道農業の形成」、農業発達史調査会編「日本農業発達史」第4巻、1954年11月、556頁所引。
- 5) 西川氏は「基本的には封建的土地所有にとられないで、自由のうちに存在していた北海道の広大な土地は日本資本主義にとつての「辺境」として、農業における資本主義の自由かつ急速な発展に役立ち得る条件をそなえていたとしている。前掲書557頁。この点については、斎藤仁「辺境地方のいみにかんするメモ」(農業総合研究所北海道支所研究速報、第8号、1954年8月所収)を参看のこと。

- 6) 安田泰次郎「北海道移民政策史」203頁
- 7) 1887年5月、郡区長会議における岩村長官の施政方針演説書。添点筆者。
- 8) 新撰北海道史、第4巻、72頁。
- 9) 大河原文蔵他北越殖民社試墾係「草創日記」、1886年6月7日
- 10) 前後して越後村の開村と、^{おそきない}晩生内の願地とがある。
- 11) 関矢孫左衛門「北征雑録」、1886年7月31日
- 12) 9)に同じ。
- 13) 1886年6月発布、「北海道土地私下規則」
- 14) 北海道における大土地所有の形成には、多くの場合例外規定が最大限に活用された。

4 移住民とその「申合規則」

産業資本の形成にもなつて農村の潜在的失業人口が吸収されはじめ、米価の漸次的昂騰の傾向を見たりことは、越後の農民に北海道移住を躊躇させる素因となつた。道庁並びに殖民社の方針は、「善良の民」の移住を求めていたのであるが、「不良ノ民ハ動キ易キモ、北海道中ニ厄介者ヲ多クスルニ止ル。善良ノ民ハ財産アレハ動キ難ク……²⁾」、越後からの移住民招来は難渋を極めた。指導者たちの目指す毎年2百戸の移住計画は実現せず、1886年17戸、1887年25戸、1888年25戸、1889年30戸を移住せしめたにすぎない。

大橋一蔵亡き³⁾後、北越殖民社の代表者となつた関矢孫左衛門は、1890年(明23)、笠原、三嶋とともに郷里越後に帰つて、大々的な移民募集に当つた。この時応募して移住した者の数は511名、その内訳は次の如くである。この数字は、北越殖民社累年移住者中の最大のものではあつた。

古志、三島郡	人員135人、内大人82人、小見53人
魚沼	人員157人、外上乗1人、内12年以上100人、12年以下57人
蒲原	人員250人、内12年以上119人、12年以下86人、外番外14人、番外の内12年以上13

人、12年以下1人

この中、蒲原組205名は伊勢丸に乗込み、5月2日新潟解纜、5月5日小樽入港、北海道炭鉱鉄道に無賃輸送を引受けしめて、6日午前6時小樽発、昼前に江別に到着した。さらに、古志、三嶋、魚沼各郡からの移民団が5月10日に野幌に到着、蒲原郡は江別大橋農場において3組に分れて入地抽籤し、古志組以下は1番下条、2番広瀬、3番南魚沼、4番堀之内、5番中条の各組に細別して、寄留地番の抽籤を行った。

この移民募集はそれぞれの地方の名士であり、地主たる社員が、その出身郡別に担当して行ったものであり、諸府県からの混成で出来た他の農場部落と比較して、北越殖民社を頂点とする野幌の部落構成の中には、はるかに強い封建的要素が支配していた。このことは、今次農地改革に到るまでのいわゆる「模範的」農場経営を考察する場合に抜き難き要因である。

すなわち北越殖民社は、道路や排水のみでなく、神社や寺院を創設する場合の労働を組織統制し、部落民の生活をも規制する等、他方自治体の行政機関としての役割をも果していた。

移住民と殖民社との間に交された互換約定書には、「移住地ノ法令ヲ遵奉スルハ勿論、殖民社ノ指揮ニ服従シ節制勉強スヘキ事」と、農場規則及び農場の指揮命令並びに場内申合規則、慣例等を遵守すべきことが総括的に明記されている。

移住民申合規則の中には、次のような条項が決められていた。

第1条 国法官命ヲ遵奉シ苟モ貴社ノ御指揮ニ背戾セサルコト。

第2条、第3条略。

第4条 冠婚葬祭ハ人倫ノ最モ重ンスヘキ礼儀ニ付親族隣祐ハ勿論村中互ニ往来シテ之ヲ祝シ又ハ会葬等スヘシト雖モ之カ為親族ノ外會食スヘカラス

第5条、第6条略

第7条 貴社ノ負債ヲ完納スルモ尚ホ天災兇荒其他非常ノ変ナキ事保タス 故ニ各自收穫物売却代金ノ幾分ヲ貴社ノ御指揮ヲ受ケ蓄積スル事

第8条 蓄積金ハ貴社ノ御指揮ニ依リ官庁或ハ銀行会社等へ預ケ置キ自壇ニ引出シ支払ハ致サス 天災、兇荒、疾病其他不得止場合ニ於テ必要品ヲ弁スルノ資ニ充テル事 但シ預ケ金ヲ引出スハ貴社ノ御指揮ヲ受ルモノトス

第10条 左ノ事項ハ怠ナク勤ムヘキ事

1. 毎朝神仏祖先ヲ拝礼スル事

1. 貴人ハ勿論、開墾地帯へ用向ニ来ル人ニハ必ス相当ノ敬礼可致事

1. 農場或ハ往来ニテモ村中ノ人又ハ近村見知りノ人へハ必ス相当ノ敬礼可致事

第11条 謂レナク休業シ若クハ他人ヲ教唆シテ休業スヘカラサル事

第12条 眼前ノ利ニ迷ヒ農業ヲ怠リ、漁業、日雇稼等ニハ決シテ他出スヘカラサル事

第13条 食事ハ必ス米ト雑穀ヲ等分シテ常食トナスヘキ事

第14条 衣類ハ綿布ヲ常トシ絹類ヲ用フヘカラサルハ勿論、些細ノ物タリトモ限りニ新調致間敷事

第15条 家屋又ハ農具等損所アル時ハ常ニ修繕ヲ怠ラス大破ニ到ラサル様心掛ケ可、且農業ノ都合又ハ家内組ノ模様ニ依リ建増シ付底シ等為ス時ハ本社ノ指揮ヲ乞フ可キ事

第16条 道路、排水、川欠等修覆ノ日限ニハ貴社御指揮ニ従ヒ出役致スヘキ事

第17条 種子ノ選方、農業交換等ハ貴社ノ御指揮ニ随ヒ可申事

第18条 左ノ事項ヲ互ニ禁スル事

1. 三大節、開村祝日ト雖モ大酒スルコト

1. 金銭貸借スルコト

1. 日中飲食スルコト

1. 雑談遊戯ノ為メ集会スル事

1. 農業時間中必要ナクシテ他家へ往来スルコト

1. 午後11時過キ他家へ出入スルコト

1. 祝日家祭ニ非スシテ他家ニ食スルコト

第16条 雪中就業ハ貴社ノ御指揮ヲ受ケ各自勉強致スヘキ事

第20条 前条々ノ規則ニ違背スルコト1回2回又ハ數回ニ及フモノ且ツ所業ノ輕重ニ因リ其違約ノ償トシテ1日以上10日以内ノ日數

ヲ限り貴社ノ命令ニ随ヒ、公共ノ普請又ハ道路掃除等ノ夫役ニ従事スル事

形式上「移民申合せ」となっているこの規則は、殖民社において制定し、小作人の同意を得て行われたのであつて、小作人の側から主体的に作られたものではなかつた。ましてや前述のような条件で入地した小作人たちが、殖民社から呈示されたこの規則書に署名を拒否出来るわけのものではなかつた。すなわち、「移民申合せ」とは全く単なる形式であり、これは小作農場としての上からの統制規律であつた。特に添点を施した部分に見られるごとく、身分的制限と日常生活の諸制限とが細目に涉つて取決められている外に、労働の種類と経営方式とが、すべて殖民社の経済的基盤が損われぬ方向に差し向けられている。

1) 「本年ハ 夏中降雨 = 不拘 秋晴打続き稲作出来方宜敷、蚕糸高価に候へば、人氣温滞、移民募集 = モ些カ不向 = 御座候」

——関矢孫左衛門より道庁湯地理事官への書簡、1889年——

- 2) 関矢孫左衛門「北征日乗」、1889年5月23日
- 3) 1889年、憲法発布式の際、和田倉門附近で輪禍に遇い不慮の死を遂げた。
- 4) 独立移民のことを指しているものと推定される

5 五小作契約

移民と北越殖民社との間に取決められた契約は、普通移民契約と独立移民契約との二種があつた。前者によれば、渡航費、小屋掛¹⁾、農具費²⁾、20ヶ月間の半嚙³⁾を支給し、その半額を3ヶ年据置10ヶ年賦で返環し、10ヶ年間に1戸分5町歩を開墾した者にはその半分を分与する。後者は自費で渡航開墾する者に対する契約で、区割の10分の9を与え、10分の1は義務地として畝下明け後に小作料を徴集する⁴⁾。前者には信濃川流域の蒲原諸郡と魚沼郡の小貧農100戸余が参加し、後者には没落地主、士族が参加したが、その数は10戸に過ぎなかつた。

開墾小作の形態は、開拓の初期には一般的に行はれていた。この場合、開墾料その他として支給されるものは、小作人の労働に対して支払はれる賃銀の一形態と見做すことができる。すなわち、畝下期間中、小作人は自己の労働力以

外には何等地主に提供することはない。労働力稀少なる場合に、開墾のために高い賃金を支払うよりは、開墾小作の形がとられたのである。従来国が直接移民保護に當つてきたものを、民間資本が肩代りするに當つてこの方式をとつたのであり、それを媒介として生成した小作農場制の中に、原蓄過程の中で出てきた窮乏農民と「資本」との結合の跡を見ることが出来る。斯様にして北海道における小作制大農場には、普通小作時代に先行する開墾小作時代が存在したのである。

しかし、他の農場においては、開墾小作規定の中に普通小作の諸条件が織込まれているのであるが、少くとも開墾初期の北越殖民社の規定の中には普通小作の諸条件は全く見られない。尤も北越殖民社のこの2契約も、「北海道国有未開地処分法」設定の後、本道への移住者急増に際し、1897年3月、入墾者の地域的制限とともに廃止されて、1反歩につき2円50銭ないし3円の開墾料を支払うことになつた⁵⁾。

- 1) 3間×5間の柵屋、1887年以後は笹小屋。
- 2) 北越殖民社から支給されたものは、唐鋏、天王子鋸、鐮、山刀、山鎌、刃鎌、平鋏、ヤスリ、箕、経通し、その他数戸毎に搗臼と唐箕。各人が国元から持参したものは、密林に当面して役に立たなかつた。
- 3) 大人1日7合5勺、60歳以上及び14歳以下7歳迄はその2分の1、7歳以下3歳下迄2合5勺の割で米麦折半。毎戸に通帳を渡し、週1回駅前倉庫へ各組別にカマスを背負つて受領に行つた。時に南京米、小豆等を代用したこともある。味噌は笠原文平の経営する醸造所(篠路村)から支給。
- 4) 独立移民契約は次の通り。
 - 1, 向フ5年間自己引受地ヲ開墾成功スベシ、若其期限=至リ成墾セザルトキハ未墾地ヲ社ニ取戻スベシ。
 - 1, 引受地成墾ノ上ハ、殖民社ニ於テ該貸下地ノ附与ヲ受ケタルトキ其ノ10分ノ1ヲ会社ノ所有ト為シ、10分ノ9ヲ某ノ所有ト為ス。
 - 1, 前条開墾地ハ之ヲ小作シ4年目ヨリ毎年小作料、大豆、小豆、小麦ノ現品ヲ社ニ納ムベシ。
- 5) 大正年度になると、開墾料支払制度をやめ、一定の畝下の後3分の1を分与するなど、小作人にとつての条件はより悪化した。

(以下次号)